

# 天王寺村における転びキリシタンと類族の動向

小野田一幸

**要約** 本稿は、大阪教育大学附属図書館が所蔵（『続 悲田院長吏文書』所収）する「存命并死失帳」を中心に、天王寺村の悲田院垣外かいとに預けられた転びキリシタンの実態や、彼らにつながる類族の動向を元禄期と安永期の二つの時期から探った小文である。あわせて、同様に天王寺村に在住していた転びキリシタン左兵衛とその類族の動向についても検討を加えた。

## 1 はじめに

天王寺村における転びキリシタンと類族に関しては、藤木喜一郎<sup>(1)</sup>や岡本良一<sup>(2)</sup>が早くからふれているところでもある。ただ、これらは大坂の非人社会を論じるなかでの記述の一端にとどまっており、より具体的に研究が進められるのは、近年のことだとしてよい。

その一つとして、藤原有和<sup>(3)</sup>は関西大学図書館（鬼洞文庫）が所蔵する『摂州東成郡天王寺村転切支丹類族生死改帳』の翻刻を行うとともに、久三郎、兵治、久右衛門の転びキリシタンおよびその類族が、悲田院の垣外組織において中心的な役割を果たしていたことを指摘している。加えて、同史料をもとに、久三郎をはじめとする10軒の転びキリシタンと彼らにつながる類族の系図を掲げている。天王寺村における転びキリシタンと類族の系図を作成した点では、現在のところ、到達点にあるといってよいだろう。ただ、近年刊行された『悲田院長吏文書』と『続 悲田院長吏文書』に収録された転びキリシタンと類族関係文書<sup>(4)</sup>によって、補訂の必要が認められる。また、寺木伸明も四天王寺が所蔵する『天王寺領内悲田院中間宗旨御改帳』<sup>(5)</sup>をもとに、「非人」集団の出生地が近畿を中心

に前掲史料も加味して類族の家族11軒を確認し、その実態についてふれている<sup>(6)</sup>。このように、天王寺村領内の転びキリシタンと類族については、アウトラインが示されているといえる。

このほか、悲田院垣外とともに四ヶ所の一つであった道頓堀垣外における転びキリシタンと類族については、『道頓堀非人関係文書』<sup>(7)</sup>をもとに、内田九州男<sup>(8)</sup>、朝比奈修<sup>(9)</sup>、塚田孝<sup>(10)</sup>がその具体像に迫っている。なかでも塚田は、孫七家・久右衛門家・道味家・きく家の系図を作成のうえ、それぞれの動向を検討し、長吏を輩出するといった中心的な役割、垣外仲間への定着や四ヶ所垣外間の交流、周辺村々への番非人としての移住などを明らかにしており、示唆に富んだ内容となっている。

本稿では、これらの先行研究に学びながら、前述の『悲田院長吏文書』および『続 悲田院長吏文書』に収録された「類族生死改」や「存命并死失帳」などに依拠しながら、天王寺村の転びキリシタンと類族の実態を具体的に描くことを目的としたい。

次章では、天王寺村におけるキリシタン摘発の状況や、転びキリシタンとなった者の生国などを明らかにすることに努める。続く章では、元禄2年（1689）9月の『轉切支丹存命帳并死失帳』と安永4年（1775）7月の『切支丹轉類

『族存命御改帳』の2冊を中心に、類族の動向を把握することにした。これらの作業は、あくまでも天王寺村の転びキリシタンと類族に関するモノグラフである。しかし、転びキリシタンや類族が、悲田院垣外において長吏や小頭を勤めるなど、中心的な役割を果たしていたことを勘案すれば、それは垣外における社会集団の実態をも明らかにすることにつながるであろう。

## 2 天王寺村における 転びキリシタンの実態

### 1 天王寺垣外におけるキリシタンの摘発

慶長17年（1612）8月6日、幕府は領内に五カ条からなる「條々」<sup>①</sup>を出した。一季居の停止に続き、二条目には「一伴天連門徒御制禁也、若有違背之族は、忽不可通其科事」とキリシタンの禁教について明記している。以後、幕府の施策として禁令は連綿と続けられ、大坂市中でも、慶長19年には「伴天連の門派者共、京大坂在之分、此間大方ころふ、相殘七十人餘ころはさる有之、奥州外濱江可有流罪相定」<sup>②</sup>める状況を生み出していた。

ただ、本稿が検討の中心においた悲田院垣外を有した天王寺村にキリシタンの摘発がおよんだのは、管見の限りにおいて、寛永8年（1631）を端緒とするようである。それ以降の状況を含め、元禄2年の『轉切支丹存命并死失帳』から転びキリシタン市右衛門（1597～1671）にかかる部分を掲げて、確認しておくことにしよう。

轉切死丹

一市右衛門

病死

此者、生國撰津国天満之者之由、同国東成郡天王寺村領ニ乞食仕罷有候処、五拾九年以前寛永八未年大坂町御奉行久貝因幡守様御詮議被成候刻、切支丹

宗門轉、浄土宗ニ罷成候由、其以後正保元年申極月十二日同所町御奉行曾我丹波守様御改被成、天王寺村へ御預ケ被置、寛文拾壹年亥七月廿九日七拾五歳ニ而病死仕、其節大坂町御奉行所へ相断、且那寺大坂道頓堀浄土宗竹林寺ニて火葬ニ取置申候、父母之義相知レ不申候

史料の性格上、必ずしも当時のキリシタン摘発に関して多くを語ってはくれないが、以下のようによまとめることができるであろう。

まず一点目として、久貝因幡守正俊が初代大坂東町奉行を勤めていた寛永8年、天王寺村領において乞食であった市右衛門は、詮議をうけてキリシタン宗門を転び、浄土宗に改宗したという経緯を捉えることができよう。この寛永8年の前年には、「禁教ノ嚴ナルヲ以テ、教徒ハ或ハ逃テ乞食非人ニ歸スル者アリ、寛永七年二千二百九十年大坂ニ於テ逮捕スル所ノ信者七十名ノ如キ是ナリ、幕府ハ之ニ鑒ミル所アリ、是ヨリ乞食非人ト雖ト、亦之ヲ改メ之ヲ踏マシムルニ至レルナリ」<sup>③</sup>と、大坂市中の乞食非人のキリシタン摘発がなされており、寛永8年の天王寺村におけるキリシタン詮議は、これに続くものであったと位置づけてよいであろう。

さらに、市右衛門は正保元年（1645）12月12日、西町奉行曾我丹波守古祐<sup>④</sup>の改めによって、天王寺村に「御預ケ」となった。これは、寛永21年1月11日付で、上方御代官衆中と関東方御代官衆中にあてた「上方關東御代官江下知」<sup>⑤</sup>の13条目に、「一吉利支丹宗門之儀、前廉申觸之通、堅申付、郷中ニ有之行人乞食迄不審成者入念可改申之事」との指示に基づき、曾我丹波守の改めが執り行われたと考えられる。

この寛永21年の詮議については、その様相を具体的に知ることができる。それは「夜中宗旨

御穿鑿御座候得而、其之時之寺社御奉行古屋新十郎様・大西権之丞様御兩人御穿鑿御役ニ御立被成、天王寺庄屋掃部殿と申候を垣外案内者ニ被成、天王寺七口御百性衆大勢ニ而呼と太郎右衛門垣外四方を取かこ」んで行われ、備前国岡山浄土寺の平僧役であった専応（詮議当時は非人で、長吏次兵衛弟子三九郎）が、町奉行所役人に対して「垣外長吏其外男女悴共迄銘々名付差上」<sup>66</sup>げたという。

ここでは、転びキリシタン市右衛門を代表させて天王寺村におけるキリシタン摘発とその後の流れをたどったが、これは彼一人がそうだった訳ではない。後述するように、天王寺村に「御預ケ」処分をうけたと判明する20人の転びキリシタンも同じ経緯をたどっており、また道頓堀垣外でも同様であったことを確認<sup>67</sup>できる。

久貝・曾我両奉行による詮議は「大坂於籠屋色々御僉義、木馬に御のせさまへ御せめ被成」<sup>68</sup>れるという熾烈を極めたものであった。また直接に指し示しているとの判断はつきがたいが、レオン・バジェスが「迫害は、北部、及び南部の諸州で、多数の殉教者を出してゐた、しかし、それは、天領、殊に京都、伏見、堺、大坂の如き大都市では、更に全般的で、更に残酷であった（略）熱心なキリシタン達は、執拗に捜し出され、自白させんがために、拷問にかけられた。ために、若干の人々は、生命を棄てて、靈魂を救つた、或る者は、不幸にも、棄教して、その精神的の父を裏切つた。この精神的の父に對し、暴君が死刑を科したのは、彼等の體に對してではなくて、靈魂に對してであつた。乞食や癩病人に至るまで、何でもないキリシタン達が、例外なく追放された」<sup>69</sup>と記すところでもある。

ただ、大坂町奉行による乞食非人へのキリシタン摘発が二度に留まったとは考えがたい。なぜならば、転びキリシタン兵治（1619～98）の父として名前を確認できる「古切支丹」善斎は、

「寛永十四年大坂町奉行ニ而御詮議候節、切支丹ニ而御仕置」きされており、寛永14年にも町奉行所による詮議があったことを教えてくれるからである。この詮議については、具体的な内容を知り得ないが、道頓堀垣外でも同年に、大山権右衛門と水原二郎右衛門の「御改」めによって、久助と女房（ばい）、子（まん）からなる世帯をはじめ、23人が「伊（他）国」に転出していったことを記している<sup>70</sup>。これらをあわせて考えると、キリシタンの詮議が寛永14年にも執り行われていたとしてよいであろう。

なお、寛文11年（1671）に市右衛門が病死した際に火葬がなされたのは、旦那寺の竹林寺である。同寺は、慶安2年（1649）に開創された浄業寺をもとにしており、市右衛門が転んでからすでに20年近くの歳月を経ている。市右衛門が改宗したときの宗派は、浄土宗とされているが、「此三ヶ所（著者注：天王寺・道頓堀・鳶田）之非人、先年数度之宗旨就御改、捨邪法雖令帰正法、可頼依無寺、御代官鈴木三郎九郎様西成郡下難波之於墓所、寺地被下者」<sup>71</sup>とあるように、転んでもすぐには寺檀関係を結んだ寺がなかったと判断できる。

## 2 天王寺村における転びキリシタンの実態

前節でふれたように、大坂町奉行所によるキリシタンの摘発が数度にわたることで、乞食非人の幾人かは転びキリシタンとなり、その子孫は類族としての歩みを課せられることとなった。ここでは、この摘発によって生まれた転びキリシタンの実態を把握することにしよう。

元禄2年の『轉切支丹存命并死失帳』をはじめとする6点の「存命并死失帳」および『摂州東成郡天王寺村転切支丹類族生死改帳』に依拠し、天王寺村に關係する転びキリシタンの情報をまとめたのが表1である。以下では、この表をもとにしながら論を進める。

前述した「古切支丹」善斎を除くと、天王寺村における転びキリシタンのうち、生国を記載する者は、25人のうち8人にすぎない。その生国は摂津国・山城国が各2人、丹波国・肥前国・尾張国・大和国が各1人である。なお、生

国の記載は確認できないが、摂津国天満で生まれた市右衛門（1597～1671）と尾張国津島である妻ちま（1599～1673）との間に生まれた嫡女まん（1619～89）、次男吉兵衛（1622～79）、三男五郎（1629～93）の出生地は、おそらく摂

表1 天王寺村に關係するキリシタンと転びキリシタン

転びキリシタン	生国など	続柄	転時の状況	没年など	備考
1 久右衛門	丹波国		天王寺村領乞食在所へ罷越、乞食仕罷有候処、詮議	寛文3年(1663)正月28日69歳病死、竹林寺ニ而火葬取置	
2 よ(と)め		久右衛門妻	夫一同詮議	寛文3年正月17日61歳病死、竹林寺ニ而火葬取置	
3 久兵衛	摂津国		天王寺村ニ乞食仕罷在候処、詮議	元禄5年(1692)正月17日69歳病死、塩詰申付相伺竹林寺土葬取置	
4 次郎右衛門	肥前国		天王寺村へ罷越、乞食仕罷有候処、詮議	承応元年(1652)8月23日69歳病死、竹林寺ニ而火葬ニ取置	
5 かめ	山城国	次郎右衛門妻	夫一同詮議	元禄7年正月17日84歳病死、塩詰申付相伺、竹林寺土葬	
6 市右衛門	摂津国天満		天王寺村領ニ乞食仕罷有候処、詮議	寛文11年7月29日75歳病死、竹林寺ニ而火葬取置	
7 ちま	尾張国津嶋	市右衛門妻	夫一同詮議	延宝元年(1673)8月25日75歳病死、竹林寺ニ而火葬取置	
8 まん		市右衛門嫡女・兵治妻	父母一同詮議	元禄2年閏正月27日71歳病死、塩詰申付相伺竹林寺土葬取置	
9 吉兵衛		市右衛門次男	西成郡川崎村ニ乞食仕罷在候処、父一同詮議	延宝7年7月朔日58歳病死、竹林寺土葬取置	
10 五郎		市右衛門三男	父一所ニ天王寺村ニ乞食仕罷有候処、父同時詮議	元禄6年10月5日65歳病死、塩詰申付相伺、竹林寺土葬ニ取置	
11 善斎(古切支丹)	摂津国者	兵治父	寛永14年(1637)大坂町奉行ニ而御詮議候節、切支丹ニ而御仕置被成		
12 (名不知)	大和国郡山	善斎妻・兵治母	天王寺村へ罷越居申候処、詮議	慶安3年(1650)寅閏10月17日76歳病死、竹林寺火葬ニ取置	
13 兵治			母一所ニ天王寺村ニ罷有候処、同時ニ詮議	元禄11年10月7日80歳病死、塩詰申付相伺、竹林寺土葬ニ取置	
14 いち	生国不明		天王寺村ニ乞食仕罷有、転候年曆等委細相知レ不申	慶安4年8月11日67歳病死、竹林寺ニ而取置	類族無
15 左兵衛	山城国愛宕郡伏見宿		天王寺村江罷越、百姓仕罷在候処、詮議	慶安3年9月28日首縊死、中寺町日蓮宗薬王寺火葬取置	
16 治兵衛		左兵衛嫡男	父一同天王寺村江罷越、百姓仕罷在候処、詮議	延宝9年11月24日54歳病死、中寺町日蓮宗薬王寺火葬取置	
17 清吉	生国不明		天王寺村ニ乞食仕罷有、転候年曆等相知レ不申	正保2年(1645)7月25日病死、竹林寺ニ而取置	類族無
18 久西後家(ころく)	生国不明	夫久西	天王寺村ニ乞食仕罷有、転候年曆等相知レ不申	慶安元年4月25日病死、竹林寺ニ而取置	類族無
19 作右衛門	生国不明		天王寺村ニ乞食仕罷有、転候年曆等相知レ不申	慶安3年3月19日48歳病死、竹林寺ニ而取置	類族無
20 や、	生国不明	又藏後家	天王寺村ニ乞食仕罷有、転候年曆等相知レ不申	寛文元年2月11日69歳病死、竹林寺ニ而取置	類族無
21 四良兵衛	生国不明		天王寺村ニ乞食仕罷有、転候年曆等相知レ不申	寛文11年9月15日48歳病死	類族無
22 むめ					鷹田垣外カ
23 たね					鷹田垣外カ
24 こや					鷹田垣外カ
25 すて					鷹田垣外カ
26 久三郎					鷹田垣外・紀州吹上に類族

注) 元禄2年9月『轉切支丹存命并死失帳』、安永4年7月『切支丹轉類族存命改帳』、『摂津東成郡天王寺村轉切支丹類族生死改帳』などから作成。

津国であったと考えられる。また、山城国愛宕郡伏見宿生まれの左兵衛（?～1650）の嫡男治兵衛（1628～81）は、「父一同天王寺村江罷越」すとあることから、出生地は父左兵衛と同じと考えて支障がないであろう。ただ、兵治と父善斎の生国は必ずしも明らかではなく<sup>22</sup>、兵治については大和郡山生まれの「母一所二天王寺村二罷有」と記すにすぎない。

人別の移動という点からは、安永以降の「死失并存命帳」では、丹波国を生国とする久右衛門（1595～1663）の父母については「相知れ不申候」としているが、元禄2年の『轉切支丹存命并死失帳』には「父母者天王寺村二而先年病死」と記すことから、両親も天王寺村に來住していたことがわかる。彼らが來住した年代については不明であるが、それぞれが単身で移動してきたとするよりは、父母と久右衛門による世帯での移住であったとみられる。また、山城国を生国とする次郎右衛門（1584～1652）の妻かめ（1611～94）は、寛永2年に「幼少之節父母之手前ヲ離」れ、天王寺村に來住している。寛永2年には、かめは15歳、次章でふれるように次郎右衛門との婚姻による移動であった。

このように、生国に限って見た場合、彼らはずもともと天王寺村に居住していたわけではなく、何らかの理由によって転入してきた者で占められている。悲田院垣外と同様の経緯をもって、下難波村に預けられた道頓堀垣外の転びキリシタンの生国は、淡路国・山城国・伊勢国が各2人、三河国・摂津国・播磨国・紀伊国が各1人で、「もともと大坂の非人集団の中で生まれたという者は一人もいない」<sup>23</sup>と塚田が指摘する状況と類似している。彼らが転入してきた理由については、明らかにする史料を持ち得ないため、推測にとどまるが、キリシタン摘発から遁れることが大きな要因であったとしても、無理な理解ではないであろう。

このように、悲田院・道頓堀両垣外に預けられた転びキリシタンの生国は、畿内とその隣国に多いことが判明するが、そこに遠国の肥前国生まれの次郎右衛門が含まれていることは注目したい。肥前国は大村、有馬とキリシタンを庇護した大名の領国であり、そのために、早い時期からキリスト教の弾圧が行われた地でもあった。その弾圧から遁れるために、大坂市中に隣接する天王寺村、かつては探索が行われることがなかった乞食非人社会に次郎右衛門が身を投じていたとも考えられよう。

また、久右衛門と妻よめ（1603～63）、次郎右衛門と妻かめ、市右衛門と妻ちま、兵治と妻まんは、夫婦ともどもがキリシタンであった。ただ、これが一般的な形態であったかどうかについては判断がつかかねる。なぜならば、左兵衛の妻こちよは「夫婦詮議之節、御構無御座」とあるように、夫婦が別宗であった状況もみられるからである。ちなみに、道頓堀垣外では、この逆の傾向がうかがえる。夫婦ともにキリシタンであったのは、山城を生国とする孫七（1600～77）と播磨国美囊郡三木を出生地とする妻妙珠（1614～97）に限られる。一方で、三河国幡豆郡たいこう村生まれで「難波村領乞食在所二罷在」った久右衛門（1589～1667）の妻「名不知」（備前国邑久郡くさき生・?～1647）、摂津国矢田部郡兵庫生まれの松（1607～58）の夫で播磨国小豆島を出生地とする孫作（1612～49）、伊勢国小松を出生地とするたま（1596～1680）の夫である「京者」甚九郎（1600～46）、山城国久世郡日野生の「名不知」の夫で備前国岡山生の六兵衛（1592～1660）の4人は、「切支丹宗門二而無之」かった。個人それぞれのキリシタン信仰であったと考えるのが妥当であろう。

史料的な制約があるのかもしれないが、転びキリシタンとなる以前の実態として注目できる

のが、天王寺村百姓であったとする左兵衛とその嫡男治兵衛である。ただ、彼らの子孫のなかには、百姓を生業とする以外に乞食となった者も確認できる。この左兵衛の類族の動向は、次章で一節を設けて論じるが、転びキリシタンの多くは、「古切支丹」善斎と大和国郡山を生国とするその妻「名不知」、両者の間に生まれた兵治<sup>26)</sup>、「摂州川崎村ニ乞食」であった市右衛門次男の吉兵衛を除いては、既に天王寺村で「乞食」をしていたことが明記されている。この「乞食」が、「乞食在所」すなわち悲田院垣外に居住していたかどうかについては、史料から判断することは難しい。しかし、前掲の『天王寺領内悲田院中間宗旨御改帳』や元禄2年の『轉切支丹存命并死失帳』の記載などから、垣外内に居住していたと判断してよいであろう。

さて、ここで「乞食非人」とキリシタンの関係についてふれておく必要がある。藤木喜一郎は「京阪の地は後年迄信者の多かつた土地柄だけに、検挙されて転宗し、非人に身分を落とされる者も亦、可なりの数に上つた筈<sup>27)</sup>とし、藤原有和は道頓堀垣外の事例から、「十名の転びキリシタンが法的に非人身分として決定づけられるのは、寛永八年転宗以降と考えるべきである。転宗後、身柄を下難波村庄屋に預けられ、長吏の監視下におかれることによって、決定的に非人身分としての処遇をうけることになったと考えるべき<sup>28)</sup>としている。両者はキリシタンが詮議によって、転宗したのちに非人身分に落とされたとの見解である。一方で、岡本良一は「転宗の結果として非人におとされたのではなく、非人にはもともとキリシタンが多かったのではあるまいか。非人にキリシタンが多かったのは、キリスト教伝来当初からの布教の方針からして当然の結果<sup>29)</sup>とし、内田九州男も「転キリシタン」なるが故非人身分に落されたのではなく、乞食として垣外居住者となっていたな

かで転宗を表明させられ、かつその後は、非人身分のみならず「転キリシタン」として二重の拘束下におかれ<sup>30)</sup>たと、藤木・藤原と異なる理解をしている。

双方のキリシタンと非人の関連についての理解は、全く相反するが、本節で確認したように、「存命并死失帳」をはじめとする各種史料に依拠すれば、大坂町奉行所がその詮議の対象としたのは、あくまでも乞食非人のなかに潜入していたキリシタンであったことは明らかであろう。つまり、岡本や内田が指摘するように、非人社会に身を投じていたキリシタンが転宗させられた、と理解するのが適切だと考えられる。

最後に、転びキリシタンの埋葬方法とその変化について付言しておく。元禄年間（1688～1703）以降に死没した久兵衛・かめ・まん・五郎・兵治の5人は、埋葬時には「塩詰申付相伺、竹林寺土葬取置」きとなっている。元禄年間以前に死没した他の転びキリシタンは、表1からも明らかなように、火葬や土葬による埋葬となっており、これが慣例であった<sup>31)</sup>。元禄年間以降に、転びキリシタンの埋葬方法が、塩詰めの中に土葬へと転換されたのは、貞享4年（1687）6月に令達された「覚<sup>32)</sup>」の第7条に「一前々切支丹宗門之者果候ハ、死骸ハ鹽詰ニ仕差置、切支丹奉行差圖次第ニ可仕事」とされたためであろう。また彼らの大半は、前述したように、転宗のあとに竹林寺を檀那寺としているが、左兵衛と嫡男治兵衛はそれを異にする。両人は、大坂中寺町の日蓮宗薬王寺を檀那寺として、死亡後に同寺にて火葬にふされている。

### 3 天王寺村における 転びキリシタンと類族の動向

#### 1 元禄2年の転びキリシタンと類族の動向

元禄2年の『轉切支丹存命并死失帳』からは、

天王寺村に預けられた転びキリシタンの久右衛門、久兵衛、次郎右衛門、市右衛門、兵治と、きく<sup>④</sup>を加えた6人につながる類族の動向をうかがうことができる。この史料をもとに、存生者に限り、彼らの動向を析出し、作成したのが表2である。表中に数字を付した者は97人であるが、転びキリシタン次郎右衛門の孫すて〔16〕は、転びキリシタン市右衛門の孫六兵衛の妻〔63〕であり、同じく転びキリシタン次郎右衛

門の孫むく〔28〕は転びキリシタン市右衛門孫忠兵衛の妻〔59〕にあたるため、95人の動向が検討対象である。また、それ以前に死失した転びキリシタンや類族の動向についても適宜ふれることで、それを補うことにしたい。

ちなみに、『轉切支丹存命并死失帳』が作成された前年である元禄元年の「切支丹類族」として、天明7年(1787)に松平貴強が大坂西町奉行に着任した際、町奉行所が作成した『大坂

表2 元禄2年の悲田院垣外に関わる転びキリシタンおよび類族の動向

転びキリシタン	続柄	類族名前	年齢	動向
1	きく	孫 こかう倅	半助	30歳 天王寺村ニ乞食仕罷有之
2	きく	孫 こかう倅	小吉	27歳 兄半介一所ニ天王寺村垣外ニ乞食仕罷有
3	きく	孫 こかう倅	権	23歳 兄半助一所ニ天王寺村垣外ニ乞食仕罷有
4	久右衛門	嫡女	よし	56歳 天王寺村乞食作助妻ニ成罷在
5	久右衛門	智 よし夫	作助	57歳
6	久右衛門	孫 よし倅	作	18歳 父作助一所ニ天王寺村ニ乞食仕罷在
7	久兵衛	転び		66歳 生國撰津国、存命ニ而乞食仕罷有
8	久兵衛	妻	くん	59歳 河内国丹北郡新道村源左衛門娘、寛文十一年(1671)久兵衛妻ニ成
9	久兵衛	嫡子	岩松	25歳 父久兵衛一所ニ天王寺村乞食仕罷有
10	久兵衛	次女	まん	16歳 父久兵衛一所ニ乞食仕罷有
11	久兵衛	三男	猿松	14歳 父久兵衛一所乞食仕罷有
12	次郎右衛門	妻 転び	かめ	79歳 生國山城国、六拾五年以前丑之年〔寛永2年(1625)〕天王寺村乞食次郎右衛門妻ニ成、存命ニテ乞食仕罷有
13	次郎右衛門	嫡女	みつ	58歳 天王寺村領乞食庄三郎妻、夫病死以後今以同所ニ乞食仕罷有
14	次郎右衛門	孫 ミつ娘	ちま	41歳 下難波村乞食小兵衛妻ニ成罷有
15	次郎右衛門	孫 ミつ娘	かめ	37歳 天王寺村乞食源七妻ニ成罷有
16	次郎右衛門	孫 ミつ娘	すて	33歳 天王寺村乞食六兵衛〔63〕妻ニ成罷有
17	次郎右衛門	孫 ミつ娘	小みつ	31歳 天王寺村乞食加兵衛妻ニ成罷有
18	次郎右衛門	孫 ミつ倅	七三郎	27歳 天王寺村ニ母一所ニ乞食仕罷有
19	次郎右衛門	孫 ミつ倅	八	24歳 天王寺村ニ母一所ニ乞食仕罷有
20	次郎右衛門	孫 ミつ娘	こまん	21歳 天王寺村乞食長五郎妻ニ成罷有
21	次郎右衛門	孫 ミつ娘	りん	18歳 天王寺村ニ母一所ニ乞食仕罷有
22	次郎右衛門	孫 ミつ娘	むめ	16歳 天王寺村ニ母一所ニ乞食仕罷有
23	次郎右衛門	姪 宗休妻	むく	48歳 山城国愛宕郡伏見泥町乞食助市娘、廿三年以前〔明暦3年(1657)〕撰州南平野町宗休方へ縁付、只今至同所ニ売薬仕罷有
24	次郎右衛門	孫 宗休娘	こまん	17歳 母むく一所ニ南平野町ニ罷有
25	次郎右衛門	孫 宗休倅	長太良	13歳 母一所ニ南平野町ニ罷有
26	次郎右衛門	孫 宗休倅	福松	11歳 母一所ニ南平野町ニ罷有
27	次郎右衛門	孫 宗休倅	岩松	8歳 母一所ニ南平野町ニ罷有
28	次郎右衛門	孫 こちよ娘	むく	34歳 天王寺村乞食忠兵衛〔36〕妻ニ成罷有
29	次郎右衛門	智 小女郎夫	与兵衛	49歳 天満乞食在所ニ罷有
30	次郎右衛門	孫 小女郎倅	太郎	23歳 父与兵衛一所ニ罷有
31	市右衛門	三男 転び	五郎	61歳 存命ニ而乞食仕罷有(天王寺村)
32	市右衛門	四女	くり	59歳 天王寺村領乞食小兵衛妻ニ成罷有
33	市右衛門	五男	甚右衛門	51歳 天王寺村領ニ乞食仕罷有
34	市右衛門	孫 吉兵衛嫡子	半兵衛	43歳 撰州川崎村ニ乞食仕罷有
35	市右衛門	孫 吉兵衛次男	利兵衛	35歳 撰州傳法村ニ乞食仕罷有
36	市右衛門	孫 五郎嫡子	忠兵衛	38歳 父一所ニ天王寺村領ニ乞食仕罷有
37	市右衛門	孫 五郎次男	六兵衛	34歳 父一所ニ天王寺村領ニ乞食仕罷有
38	市右衛門	孫 五郎三男	伊兵衛	30歳 父一所ニ天王寺村領ニ乞食仕罷有
39	市右衛門	孫 五郎四男	太良兵衛	27歳 父一所ニ天王寺村領ニ乞食仕罷有
40	市右衛門	孫 五郎五男	石松	23歳 父一所ニ天王寺村領ニ乞食仕罷有
41	市右衛門	孫 五郎六女	せん	19歳 父一所ニ天王寺村領ニ乞食仕罷有
42	市右衛門	孫 五郎七男	虎松	4歳 父一所ニ天王寺村領ニ乞食仕罷有
43	市右衛門	智 くり夫	小兵衛	67歳 天王寺村領ニ乞食仕罷有



44	市右衛門	姫	甚右衛門妻	ふし	38歳	河州八上郡小寺村百姓与兵衛娘、拾九年以前〔寛文11年(1671)〕甚右衛門妻ニ成罷有
45	市右衛門	孫	甚右衛門忒	理兵衛	26歳	父一所ニ天王寺村ニ乞食仕罷有
46	市右衛門	孫	甚右衛門忒	牛	17歳	父一所ニ天王寺村ニ乞食仕罷有
47	市右衛門	孫	甚右衛門忒	庄	13歳	父一所ニ天王寺村ニ乞食仕罷有
48	市右衛門	孫	甚右衛門忒	五郎	10歳	父一所ニ天王寺村ニ乞食仕罷有
49	市右衛門	孫	甚右衛門忒	六	9歳	父一所ニ天王寺村ニ乞食仕罷有
50	市右衛門	孫	甚右衛門娘	はつ	7歳	父一所ニ天王寺村ニ乞食仕罷有
51	市右衛門	孫	甚右衛門忒	虎	4歳	父一所ニ天王寺村ニ乞食仕罷有
52	吉兵衛	姫	半兵衛妻	こたね	31歳	摂津國川邊郡出在家村之乞食道達と申者之娘、拾八年以前〔寛文12年(1672)〕半兵衛方へ縁付
53	市右衛門	曾孫	半兵衛娘	はる	12歳	父一所ニ摂津國川崎村ニ乞食仕罷有
54	吉兵衛	姫	利兵衛妻	かな	34歳	摂津國西成郡北野村之乞食次右衛門娘、拾貳年以前〔延宝6年(1678)〕利兵衛方へ縁付
55	市右衛門	曾孫	利兵衛忒	久太郎	10歳	父一所ニ摂津國傳法村ニ乞食仕罷有
56	市右衛門	曾孫	利兵衛娘	さご	7歳	父一所ニ傳法村ニ乞食仕罷有
57	市右衛門	曾孫	利兵衛忒	牛松	5歳	父一所ニ傳法村ニ乞食仕罷有
58	市右衛門	曾孫	利兵衛忒	岩松	1歳	父一所ニ傳法村ニ乞食仕罷有
59	五郎	姫	忠兵衛妻	むく	34歳	天満乞食こちよ娘、拾七年以前丑年〔延宝元年(1673)〕縁ニ付
60	市右衛門	曾孫	忠兵衛娘	はつ	15歳	父一所ニ天王寺村乞食仕罷有
61	市右衛門	曾孫	忠兵衛娘	三八	10歳	父一所ニ天王寺村乞食仕罷有
62	市右衛門	曾孫	忠兵衛娘	りん	6歳	父一所ニ天王寺村乞食仕罷有
63	五郎	姫	六兵衛妻	すて	33歳	天王寺村乞食庄三郎娘、拾五年以前〔延宝3年(1675)〕六兵衛妻ニ成
64	市右衛門	曾孫	六兵衛忒	次郎	14歳	父一所ニ天王寺村乞食仕罷有
65	市右衛門	曾孫	六兵衛忒	五郎市	6歳	父一所ニ天王寺村乞食仕罷有
66	市右衛門	曾孫	六兵衛娘	いぬ	4歳	父一所ニ天王寺村乞食仕罷有
67	市右衛門	曾孫	六兵衛忒	六之助	2歳	父一所ニ天王寺村乞食仕罷有
68	五郎	姫	伊兵衛妻	こかう	23歳	摂津國欠郡下難波村乞食九郎兵衛娘、五年以前〔貞享2年(1685)〕伊兵衛妻ニ成罷越
69	市右衛門	曾孫	伊兵衛娘	きい	2歳	父一所天王寺村乞食仕罷有
70	市右衛門	曾孫	利兵衛忒	藤松	7歳	父一所天王寺村乞食仕罷有
71	市右衛門	曾孫	利兵衛忒	市蔵	2歳	捨子ニ而、父一所ニ天王寺村乞食仕罷有
72	兵治		転び		71歳	存命ニ而乞食仕罷有(天王寺村)
73	兵治	嫡男		太良右衛門	50歳	父一所ニ天王寺村ニ乞食仕罷有
74	兵治	三男		源右衛門	39歳	父一所ニ天王寺村ニ乞食仕罷有
75	兵治	四男		正庵	36歳	天王寺村乞食在所ニ醫師仕罷有
76	兵治	五男		吉右衛門	26歳	天王寺村ニ乞食仕罷有
77	兵治	姫	太良右衛門妻	くに	44歳	河内國若江郡中野村百姓喜左衛門娘、廿八年以前〔寛文2年(1662)〕太良右衛門妻ニ成
78	兵治	孫	太郎右衛門忒	藤兵衛	26歳	父一所ニ天王寺村乞食仕罷有
79	兵治	孫	太良右衛門忒	長太郎	20歳	父一所ニ天王寺村ニ乞食仕罷有
80	兵治	孫	太良右衛門忒	牛松	11歳	父一所ニ天王寺村ニ乞食仕罷有
81	兵治	孫	太良右衛門忒	犬松	9歳	父一所ニ天王寺村ニ乞食仕罷有
82	兵治	孫	太良右衛門娘	るり	6歳	父一所ニ天王寺村ニ乞食仕罷有
83	兵治	孫	太良右衛門娘	こまん	3歳	父一所ニ天王寺村ニ乞食仕罷有
84	兵治	姫	源右衛門妻	はる	32歳	京都悲田寺乞食吉兵衛娘、拾六年以前〔延宝2年(1674)〕源右衛門妻ニ成
85	兵治	孫	源右衛門忒	才松	13歳	父一所ニ天王寺村乞食仕罷有
86	兵治	孫	源右衛門忒	小猿	8歳	父一所ニ天王寺村乞食仕罷有
87	兵治	姫	正庵妻	こまん	35歳	摂津國川邊郡尼崎乞食久三郎娘、拾八年以前〔寛文12年(1672)〕正庵妻ニ成
88	兵治	孫	正庵忒	猿松	10歳	父一所天王寺村ニ乞食仕罷有
89	兵治	孫	正庵忒	小勘	8歳	父一所天王寺村ニ乞食仕罷有
90	兵治	姫	吉右衛門妻	しも	26歳	河内國洪川郡久寶寺村乞食長兵衛娘、九年以前〔天和元年(1681)〕吉右衛門妻ニ成
91	兵治	孫	吉右衛門忒	源太郎	3歳	父一所ニ天王寺村乞食仕罷有
92	兵治	孫	いち夫	西真	52歳	生国紀伊國、天王寺村乞食仕罷有
93	兵治	孫	いち娘	小市	15歳	父西真一所ニ天王寺村乞食仕罷有
94	兵治	孫	いち忒	惣市	11歳	父西真一所ニ天王寺村乞食仕罷有
95	兵治	曾孫	藤兵衛忒	市松	8歳	父一所ニ天王寺村乞食仕罷有
96	兵治	曾孫	藤兵衛娘	小せん	5歳	父一所ニ天王寺村乞食仕罷有
97	兵治	曾孫	藤兵衛娘	こなつ	2歳	父一所ニ天王寺村乞食仕罷有

注) 元禄2年9月『轉切支丹存命并死失帳』より作成。

転びキリシタンおよび類族の年齢は、同帳に記載による。

吉兵衛は転びキリシタン市右衛門次男、五郎は転びキリシタン市右衛門三男。



町奉行管内要覧』<sup>93</sup>には、

一元禄元辰年帳面七冊二記、切支丹奉行衆  
江差出候。

人数合九百拾五人

内 本人貳人、本人同前拾五人有之  
候処、其以来不殘致病死候。

唯今在命之類族

人数合七拾六人 内 男四拾貳人  
女三拾四人

とみえる。また『大阪市史』<sup>93</sup>には、引用書目として『切支丹類族存命人数』を掲げ、「幕府は寺請證文の制を布き、全國人民死生の登録を一に佛家の手に委ねて、耶蘇教徒の撲滅を計り、元禄元年轉切支丹二人・本人同前十五人○轉切支丹の子、類族九百二人、合計九百十九人ありしもの、漸次死亡し、文化年間轉切支丹の曾孫玄孫にして天王寺非人小屋に居る者僅に三人といへり」と記している。二つの史料が掲げる類族人数については、若干の相違があるが、元禄初年に900人を超える転びキリシタンと類族を大坂町奉行所と江戸の切支丹奉行が掌握していたことになる。この人数からすると、本節で動向が捉えられるのは、大坂町奉行所などが掌握していた転びキリシタンと類族の割強にすぎないことをことわっておく。

さて、表2に戻ることにしよう。転びキリシタンで存命の者は、久兵衛〔7〕かめ〔12〕五郎〔31〕兵治〔72〕の4人。そのなかでも最高齢は、「六拾五年以前（寛永2年）天王寺乞食次郎右衛門妻二成」った79歳のかめで、生年は慶長16年である。

なお、兵治家は悲田院垣外の長吏を嫡子太良右衛門〔73・1640～1723〕、その孫藤兵衛〔78・1664～1735〕と代々勤めた。また、兵治の四男正庵〔75・1654～1731〕は「天王寺村乞食在所二醫師」を勤め、その子孫が代々それを継承し

ている<sup>94</sup>。いわば、兵治家は垣外内で中核を担った家であった。

当然のことながら、天王寺村に預け処分をうけた転びキリシタンは他出することを許されていなかったであろうが、彼らも含め、類族は悲田院垣外で「乞食」としてとどまるのが常態であったようにみられる。これは、彼らが悲田院垣外において形成された非人集団でもあり、そこに生活の基盤があったからだと考えられる。こかうの倅である半助〔1・1660～1716〕、小吉〔2・1663～1701〕、権〔3・1667～1716〕のように、同一世帯で兄弟が「乞食」としてあった者<sup>95</sup>などがこれに該当する。また、久右衛門嫡女のよし〔4・1634～1700〕、次郎右衛門嫡女みつ〔13・1632～1718〕、次郎衛門孫かめ〔15・1653～1716〕<sup>96</sup>、同すて〔16・1657～1717〕、同小みつ〔17・1659～1736〕、同こまん〔20・1669～1738〕、同むく〔28・1656～1731〕市右衛門四女くり〔32・1631～?〕のように、垣外内の「乞食」との婚姻によって家を出て行った姿を確認できる。これらは、垣外内部における閉ざされた移動と位置づけることができよう。

しかし、悲田院垣外から転出している者も少なくない。

まず、婚姻を転出理由としている者についてみよう。四ヶ所の一つ「下難波村乞食小兵衛」に嫁いだ次郎右衛門の孫ちま〔14・1649～1716〕がそれである。この時期には死没していたために、表2には掲出しなかったが、次郎右衛門の三女小ちよ（1640～62）は「川崎村二而乞食」小左衛門（1634～86）に、四女小女郎（1644～70）も「天満乞食在所二罷有」る与兵衛〔29・1641～?〕に嫁いでおり、婚姻による転出例として加えることができる。このように、数少ない事例ではあるが、悲田院垣外から婚姻を契機に転出していった者は、四ヶ所の他垣外に限られているのである。

婚姻以外の理由でもって悲田院垣外を出て行った者としては、表からは転びキリシタン次郎右衛門の二男宗休（甚蔵・1634～1685）がそれをうかがわせるにすぎない。宗休が悲田院垣外を離れた時期は明らかでないが、天王寺村の北側、大坂市中に隣接する東成郡「南平野町ニ賣薬」をおこなっていたこと、妻むく〔23・1642～1718〕が「世三年前〔明暦3年（1657）〕（略）摂州南平野町宗休方へ縁付」していることが確認できるので、明暦3年に宗休は南平野町で売薬を渡世としていたことがわかる。なお、宗休の旦那寺は竹林寺であるが、妻むくをはじめ、こまん〔24・1673～？〕、長太良〔25・1677～1723〕、福松〔26・1679～？〕、岩松〔27・1682～1734〕ら4人の子どもの旦那寺は、平野町壽福院である。彼らのその後の動静としては、正徳4年（1714）の『轉切支丹類族存命之者人数帳』から、長女のこまんが上安堂寺町に借宅していたこと、福松と岩松が母むくと南平野町に在住していたことが把握できる（長太郎は、享保8年10月4日に47歳で南平野町において病死しているが、正徳4年時の所在は不明）。

また、前述したように、こかうの恠3人は、悲田院垣外で乞食をしていたが、長兄として鉄心（1654～1719）がいた。鉄心は、上安堂寺町吹田屋二郎兵衛の借屋に住み、鉢開きを生業としている<sup>67</sup>。

続いて、悲田院垣外に転入してきた者を見ることにしよう。

転入者は10人を数えるが、そのうち婚姻を理由とする者が9人で、大多数を占めている。

この婚姻による転入者で、特筆できるのは、百姓娘が転びキリシタンや類族であった乞食非人の許に嫁してきていることであろう。これについては、転びキリシタン久兵衛〔7・1624～92〕の妻で「河内国丹北郡新道村源左衛門娘」くん〔8・1631～92〕、市右衛門の五男甚右衛

門〔33・1639～？〕の妻で「河州八上郡小寺村百姓与兵衛娘」ふし〔44・1652～？〕、兵治の嫡男太郎右衛門〔73・1640～1723〕の妻で「河内国若江郡中野村百姓喜左衛門娘」くに〔77・1646～1729〕が確認できる。この3人は、河内国内とはいえ、異なる郡村からの転入者であり、地縁的なつながりを必ずしも見出しがたい。婚姻によって、身分を超えてきた事例との指摘が可能ではあるが、それが悲田院垣外に向けてという、一方向に限られた移動であったことには注意を払っておきたい。

これ以外の婚姻による転入としては、以下の者を確認できる。五郎の嫡子忠兵衛〔36・1652～？〕の妻むく〔59・1656～1731〕は「天満乞食こちよ娘」、同じく五郎の三男伊兵衛〔38・1660～1745〕の妻こかう〔68・1667～1733〕は「摂津国欠郡下難波村乞食九郎兵衛娘」であり、四ヶ所垣外間の移動である。なお、むくの母は転びキリシタン次郎右衛門の三女にあたる。そして、兵治三男源右衛門〔74・1651～1733〕の妻はる〔84・1658～90〕は「京都悲田寺乞食吉兵衛娘」であり、京都の非人集団とのつながりも見出せる<sup>68</sup>。

さらに、前述した正庵の妻こまん〔87・1655～1703〕は「摂津国川邊郡尼崎乞食久三郎娘」、兵治五男の吉右衛門〔76・1664～1734〕の妻しも〔90・1664～1739〕は「河内国渋川郡久寶寺村乞食長兵衛娘」であり、在方非人番の家との交流もみられる。このような交流がなされるようになった契機については、必ずしも明らかではない。人的なつながりが想定されるが、これについては明らかにする史料を持ち得ないため、今後の課題としておこう。

以上でふれてきたのは、婚姻によって悲田院垣外に女子が移り住んできた事例である。男子の事例としては、兵治の娘いち（1650～84）と婚姻し、「天王寺村乞食」となった西真〔92・

1638～?) があげられる。ただ、西真については、悲田院垣外への転入時期なども不明で、生国が紀伊であることが把握できるにすぎない。

これ以外に、悲田院垣外に転入してきた者としては、市右衛門の三男転びキリシタン五郎〔31・1629～93〕の妻ふく(1632～79)がいる。ふくは、山城国伏見の乞食孫市(1599～1654)と、をと(1614～70)の子で、慶安2年(1649)に嫁いできたが、ふくの母をとも、孫市の死後に「天王寺村へ罷越、娘ふく一所ニ罷有」との記載がみえる。伏見の地にをとが頼るべき身寄りがいなかったためであろうか、ふくを頼っての移動と推測することは許されるであろう。

ここで、表1にみえる「西成郡川崎村ニ乞食仕罷有候処、父(著者注：市右衛門)一同詮議」をうけてキリシタンを転んだ吉兵衛(1622～79)につながる類族について付言しておこう。嫡子半兵衛〔34・1647～?〕は父吉兵衛と同様に川崎村で乞食を、次男利兵衛〔35・1655～90〕は伝法村において乞食であった。この半兵衛の妻こたね〔52・1659～?〕は「摂津國川邊郡出在家村之乞食道達と申者之娘」で、利兵衛の妻かな〔54・1656～?〕は「摂津國西成郡北野村之乞食次右衛門娘」である。これらは、悲田院垣外に直接に関わる者ではないが、四ヶ所の一つである天満垣外、また伝法村に婚姻によって流入してきた姿を看取できる。そして、半兵衛の子はる〔53・1678～?〕、利兵衛の子久太郎〔55・1680～?〕、さご〔56・1683～?〕、牛松〔57・1685～?〕、岩松〔58・1689～1745〕は、「父一所ニ傳法村ニ乞食」となっている。これも非人社会における移動や家存続のあり方の一つとして捉えておくことにしよう。

## 2 安永4年の類族の動向

続いて、安永4年の『切支丹轉類族存命御改帳』をもとに、前節と同様に類族の動向をうか

がう作業をおこなうことにしたい。同史料から析出できるのは、転びキリシタンの久兵衛、市右衛門、兵治の3名につながる類族54人の動向である(表3)。

類族54人のうち、市右衛門の玄孫で三八悴又太郎〔27・1733～76〕、兵治の玄孫で犬衾悴文藏〔52・1742～?〕の両者は、悲田院垣外の小頭役を勤めている。時代によってその人数は異なるが、小頭は四ヶ所の各垣外に4～5人がおかれ、長吏とともに指導的役割を果たす「御仲」を形成し、なかば世襲によって勤めていた者たちである。また後述するが、長吏善助に市右衛門玄孫つるが嫁いでいるように、兵治と市右衛門の類族は血縁関係を続けながら、垣外の中心的な位置にあり続けていた様相がうかがえる。

さて表からは、元禄期と同様に、多くの者が「悲田院垣外ニ番人相勤」めるなどの姿がみられるが、なかには「天王寺村内町々番人相勤罷在」というように、村内の町々で非人番をしていた長太郎〔1・1701～78〕や、「天王寺村悲田院垣外ニ罷在、大坂三郷町内江非人番相勤」める孫六〔23・1728～83〕が確認できる。孫六の場合、大坂三郷のどの個別町かは不明であるが、垣外番として通っていた姿と考えられる。個別の町に居住しないで、通い、あるいは複数町を廻ることで垣外番を勤める者は、『悲田院長吏文書』などからも少なからず見出すことができ、垣外番の一つの形態でもあった<sup>99</sup>。

一方で、前節で検討を加えた元禄2年と比較すると、大坂三郷に隣接する村落、さらには摂津・河内両国の在方非人番として勤めている者がみられることがこの時期の特徴でもある。これは、移動範囲が広域化していると捉えることも可能であるが、ここではまず、その具体的な事例を掲げてみることにしよう。

大坂三郷に隣接する村落で、非人番を勤めている者としては、「西成郡北野村江非人番相勤」

表3 安永4年の悲田院垣外に関わる類族の動向

転びキリシタン	続柄	類族名前	年齢	動向
1	久兵衛	孫 まん倅	長太郎 「幸一郎事」	75歳 天王寺村内町々番人相勤罷在
2	久兵衛	曾孫 長太郎娘	おと	39歳 父一所ニ罷在
3	久兵衛	曾孫 五郎倅	惣五郎	38歳 天王寺村悲田院垣外ニ番人相勤罷在
4	久兵衛	曾孫 五郎倅	惣太郎 「正三郎事」	36歳 兄惣五郎一所ニ罷在
5	久兵衛	曾孫 辰之助娘	とめ	35歳 天王寺村悲田院垣外ニ番人文次郎妻ニ罷成
6	久兵衛	曾孫 五郎娘	もん	32歳 同所(悲田院)垣外番人藤八妻ニ罷成
7	市右衛門	曾孫 忠兵衛倅	三八	96歳 河碕石川郡富田林村江非人番相勤罷有
8	市右衛門	玄孫 六之助娘	せき	42歳 天王寺村悲田院垣外丑之介妻ニ罷成
9	市右衛門	曾孫 太郎兵衛倅	三八	77歳 天王寺村悲田院垣外ニ番人相勤罷在
10	市右衛門	曾孫 牛倅	孫七	75歳 天王寺村悲田院垣外ニ番人相勤罷在
11	市右衛門	曾孫 虎倅	万吉	62歳 西成郡北野村江非人番相勤罷在
12	市右衛門	玄孫 六之助倅	太郎恠	59歳 同郡(東成郡)南平野町之内、林町江非人番相勤罷在
13	市右衛門	玄孫 市蔵倅	惣太郎	59歳 天王寺村悲田院垣外ニ罷在、則村内番人相勤罷在
14	市右衛門	玄孫 孫七倅	他人	35歳 悲田院垣外父孫七一所ニ罷在
15	市右衛門	玄孫 孫七娘	ふし	42歳 悲田院垣外番人久七妻ニ罷成
16	市右衛門	玄孫 忠兵衛子三八倅	辰之助	64歳 悲田院垣外ニ罷在、村内番人相勤罷在
17	市右衛門	玄孫 三八倅	捨恠	56歳 天王寺村悲田院小屋ニ罷在
18	市右衛門	玄孫 藤恠倅	三太郎	64歳 天王寺村悲田院垣外ニ番人相勤罷在
19	市右衛門	玄孫 乙助倅	竹蔵	57歳 同郡(東成郡)南平野町江非人番相勤罷在
20	市右衛門	玄孫 孫三郎倅	丑之助	55歳 天王寺村悲田院垣外ニ番人相勤罷在
21	市右衛門	玄孫 藤恠倅	虎之助	51歳 同郡(東成郡)北平野町江番人相勤罷在
22	市右衛門	玄孫 市恠娘	つる	51歳 天王寺村悲田院長吏善助妻ニ罷成
23	市右衛門	玄孫 孫三郎倅	孫六	48歳 天王寺村悲田院垣外ニ罷在、大坂三郷町内江非人番相勤
24	市右衛門	玄孫 由恠娘	つる	48歳 河碕石川郡富田林村番人嘉介妻ニ罷成
25	市右衛門	玄孫 由恠倅	捨吉	46歳 河州錦部郡三日市村非人番相勤罷在
26	市右衛門	玄孫 太郎吉娘	ろく	43歳 河州茨田郡神田村番人仁兵衛妻ニ罷成
27	市右衛門	玄孫 忠兵衛子三八倅	又太郎	43歳 天王寺村悲田院垣外ニ小頭役相勤罷在
28	市右衛門	玄孫 由恠倅	長八	43歳 河碕丹北郡六反村ニ非人番相勤罷在
29	市右衛門	玄孫 藤恠倅	丑之助	43歳 河州高安郡万願寺村ニ非人番相勤罷在
30	市右衛門	玄孫 三八娘	なお	41歳 悲田院垣外ニ罷在、番人紋次良妻ニ罷成
31	市右衛門	玄孫 由恠倅	松之助	38歳 河碕錦部郡西郡村ニ番人相勤罷在
32	市右衛門	玄孫 六之助倅	石恠	36歳 同郡(東成郡)南平野町之内、林町ニ非人番相勤罷在
33	市右衛門	玄孫 孫七娘	すえ	36歳 悲田院垣外ニ父孫七一所ニ罷在
34	市右衛門	玄孫 孫三郎倅	大恠	35歳 天王寺村悲田院垣外ニ罷在
35	市右衛門	玄孫 由恠娘	小さよ	34歳 河州丹北郡太田村番人新四良妻ニ罷成
36	市右衛門	玄孫 辰之助倅	辰次郎	32歳 天王寺村ニ乞食仕罷在
37	市右衛門	玄孫 由恠娘	おく	31歳 河碕河内郡横小路村番人平七妻ニ罷成
38	市右衛門	玄孫 孫七娘	あき	31歳 天王寺村鷹田垣外安平妻ニ罷成
39	市右衛門	玄孫 孫七倅	万吉	28歳 悲田院小屋ニ住居仕罷在
40	五郎	孫 せん倅	辰之助	77歳 天王寺村ニ乞食仕罷在
41	兵治	曾孫 猿恠倅	又次郎	68歳 天王寺悲田院垣外ニ醫師仕罷在
42	兵治	玄孫 又次郎倅	辨助	41歳 父又次郎一所ニ罷在
43	兵治	曾孫 源三郎倅	彦次郎	55歳 河州石川郡富田林村ニ同村番相勤罷在
44	兵治	曾孫 小申倅	犬恠	59歳 倅又蔵一所ニ罷在
45	兵治	曾孫 源三郎倅	留之助	40歳 同国(摂津国)住吉郡畑田村ニ非人番相勤罷在
46	兵治	曾孫 藤兵衛倅	乙蔵	親藤兵衛願ニて享保四己亥年二月九日大坂町奉行所ニ而半舍、翌庚酉年十二月廿七日出牢、摂河追放
47	兵治	玄孫 岩恠倅	岩之助	51歳 天王寺村悲田院垣外ニ罷在
48	兵治	玄孫 岩恠倅	乙作	44歳 天王寺村悲田院垣外ニ罷在
49	兵治	玄孫 弥太郎倅	千太郎	40歳 天王寺村悲田院垣外ニ罷在
50	兵治	玄孫 弥太郎倅	次郎	35歳 弥太郎一所ニ罷在
51	兵治	玄孫 又次郎倅	和吉	35歳 天王寺村悲田院垣外ニ罷在
52	兵治	玄孫 犬恠倅	文蔵	34歳 悲田院垣外ニ罷在、小頭役相勤罷在
53	兵治	玄孫 弥太郎倅	熊太郎	32歳 兄千太郎一所ニ罷在
54	兵治	玄孫 彦次郎倅	岩恠	30歳 河碕石川郡富田林村ニ同村番相勤罷在

注) 安永4年7月『切支丹轉類族存命帳』より作成。

類族の年齢は、同帳に記載による。

五郎は転びキリシタン市右衛門三男。

める万吉〔11・1714～90〕をはじめ、「同郡（東成郡）南平野町之内、林町江非人番相勤」める太郎衾〔12・1717～85〕、「南平野町江非人番相勤」める竹蔵〔19・1719～84〕、「同郡（東成郡）北平野町江番人相勤」める虎之助〔21・1725～？〕、「南平野町之内、林町ニ非人番相勤」める石衾〔32・1740～？〕の5人である。彼らが非人番を勤めていたのは、三郷の北部に接した北野村を除き、天王寺村の北に位置し、三郷の南に隣接する東成郡南平野町や北平野町である。前述した長太郎や孫六のように、悲田院垣外に居住しながら、各町に通いで非人番を勤めていたことも考えられよう。

一方で、摂津・河内諸村で非人番を勤めている者は8人を数える。摂津国では、「住吉郡菟田村ニ非人番相勤」める留之助〔45・1736～84〕の1人にすぎない。ところが、河内国では、「石川郡富田林村江非人番相勤」める三八〔7・1680～1775〕、「錦部郡三日市村非人番相勤」める捨吉〔25・1730～？〕、「丹北郡六反村ニ非人番相勤」める長八〔28・1733～95〕、「高安郡万願寺村ニ非人番相勤」める丑之助〔29・1733～？〕、「錦部郡西郡村ニ番人相勤」める松之助〔31・1738～93〕、「石川郡富田林村ニ同村番相勤」める彦次郎〔43・1721～92〕、「石川郡富田林村ニ同村番相勤」める岩衾〔54・1746～？〕が確認できる。このように河内国の在方非人番となる者が多いのは、悲田院垣外に固有にみられるものか、他垣外でも確認できるのかは史料の制約からも明らかではない。新たな史料がみつかることを俟ちたい。また、在郷町である富田林村では3人の非人番の姿が確認できて興味深いのが、どのような勤めにあったかは定かではない。

次に、婚姻を理由とする移動についてうかがうことにしよう。

悲田院垣外内での婚姻の移動としては、「垣

外ニ番人文次郎妻」とめ〔5・1741～？〕、「垣外番人藤八妻」もん〔6・1744～？〕、「垣外丑之介妻」せき〔8・1734～81〕、「垣外番人久七妻」ふし〔15・1734～93〕、「長吏善助妻」つる〔22・1725～94〕、「垣外ニ罷在、番人紋次良妻」なお〔30・1735～？〕の6人があげられる。なお、市右衛門の玄孫つるが嫁いだ長吏善助は、道頓堀小頭勘右衛門と兵治の曾孫つじ(1707～)の間に生まれた子(松之助)で、勘右衛門の死後、天王寺長吏善十郎と、つじが再婚したことにより、姉ゆきと一緒に長吏林家に養子に入った。いわば、つじの「連れ子」にあたり、兵治以降続いた男系長吏の血脈がここでとぎれている<sup>40)</sup>。

また、紋次郎妻なおは、前述した富田林村で非人番を勤める三八の娘である。なおの兄辰之助〔16・1712～？〕は「悲田院垣外ニ罷在、村内番人相勤」めており、同じく兄の又太郎〔27〕は垣外小頭役を勤めていたことから判断すると、彼ら兄弟は悲田院垣外に留まり、三八は単身あるいは妻と富田林村で非人番に従事していたとも考えられる。

このように、婚姻による移動は悲田院垣外内を中心となっているが、四ヶ所や河内国内の村落に向けての動きもみられる。

四ヶ所間の移動としては、「天王寺村鳶田垣外安平妻」あき〔38・1745～？〕がいる。また、河内国の在方非人番の妻になった者としては、「石川郡富田林村番人嘉介妻」つる〔24・1728～？〕、「茨田郡神田村番人仁兵衛妻」ろく〔26・1733～？〕、「丹北郡太田村番人新四良妻」小さよ〔35・1742～？〕、「河内郡横小路村番人平七妻」おく〔37・1745～？〕の4人が確認できる。

類族のつながりからすると、転びキリシタン市右衛門の末子である甚右衛門の曾孫(市右衛門からすれば玄孫)にあたる者の多くが、河内国の在方非人番を勤めたり、彼らの嫁になって

いることがわかる。このような傾向がどのようにして生じたのかについては明らかではないが、前述したように、甚右衛門の妻ふしが「八上郡小寺村百姓与兵衛娘」であることから推測すると、早くから河内国の諸村とつながりが形成されていたとも考えてよいだろう。

### 3 転びキリシタン左兵衛・治兵衛と その類族の動向

前章でふれたように、左兵衛とその子治兵衛は、キリシタンから転宗した際には、天王寺村で百姓を生業としていた。ところが、彼ら二人とそれにつながる類族については、元禄・正徳・安永・宝永の各時期の「死失并類族帳」や「宗門帳」などには確認することができない。史料の性格として、天王寺村の庄屋のもとにあった簿冊から悲田院垣外にかかわる転びキリシタンと類族に限り、それを掌握するために抜き書きしたことが、その理由と考えられる。

ただ、寛政6年(1794)に書き留められたと考えられる『撰津国東成郡天王寺村轉切支丹并類族死失覚』には、左兵衛と治兵衛につながる類族が記載がみられる。また、寛政5年正月に作成された『類族一件取調書付』<sup>41)</sup>にも、天王寺村中組の類族17人に関する記載のなかに、元禄元年に限定されるが、左兵衛の類族10人を見出すことができる。これらの史料を中心に、悲田院垣外の外に住した類族の動向にふれ、天王寺村における類族の動向を補うことにする。

前掲史料から得られる情報からすると、藤原が掲げた左兵衛家の系図<sup>42)</sup>は、大きく不備があるので、補訂して掲げておこう(図1)。

まず、指摘できるのは、佐兵衛の直系子孫は屋号「茶屋」を名乗り、その大半が天王寺村に在住していたことである。

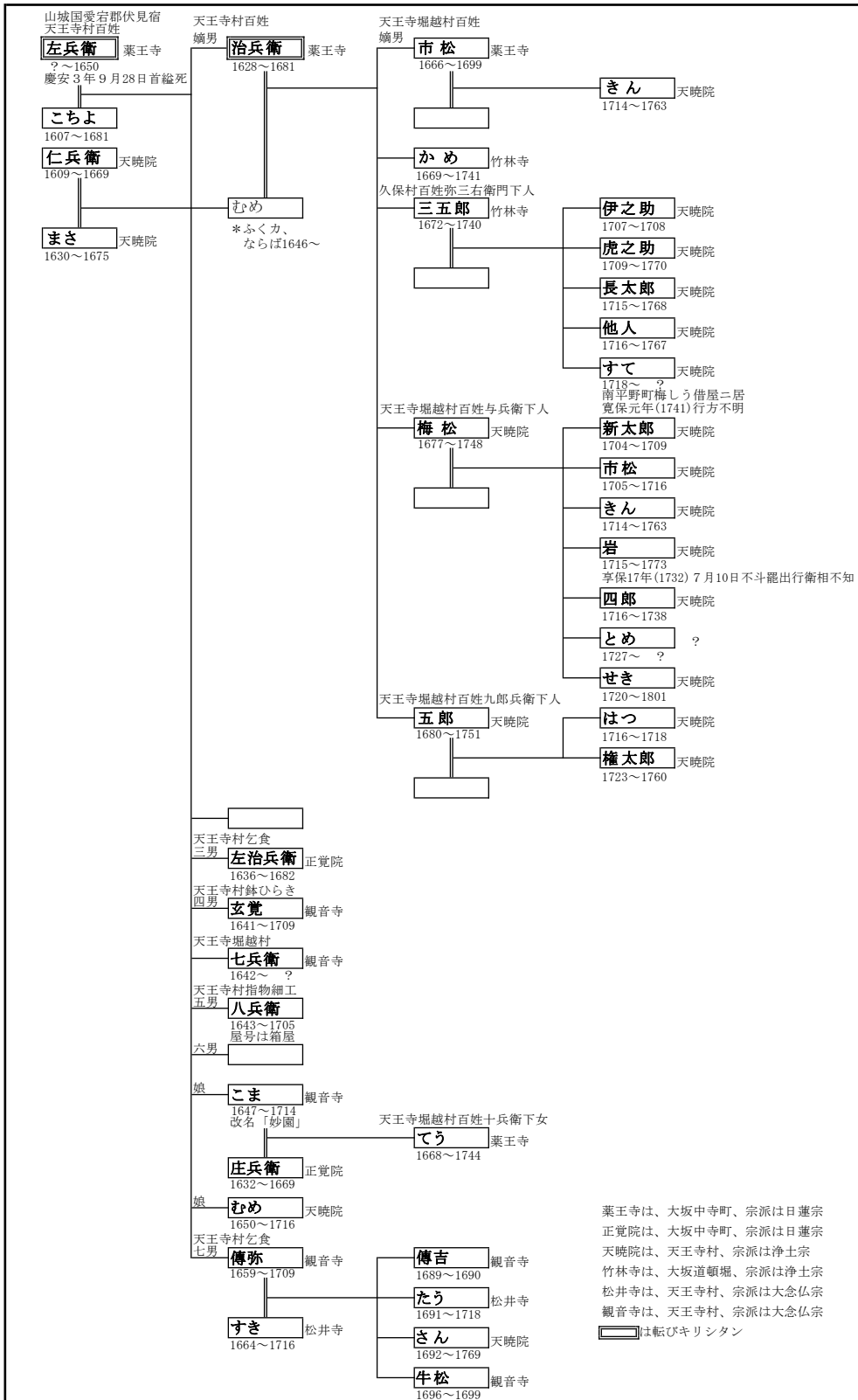
史料により一部相違があり、名前を確認できない者もいるが、左兵衛の子は、嫡男治兵衛をはじめ傳弥まで10人を数える。このうち、左治

兵衛(1636~82)と傳弥(1659~1709)については「天王寺村乞食」とされ、玄覚(1641~1709)は「鉢ひらき」を生業としている。また、八兵衛(1634~1705)は「箱屋」を名乗り、指物細工に従事しているなど多様な存在形態にあった。なお元禄元年には、八兵衛と、こま改名妙圓(1646~1714)は「天王寺堀越村弟傳弥同こや」で世帯を構成している。

左兵衛の孫にあたる市松(1666~99)は、「天王寺堀越村百姓」あるいは「天王寺村乞食」とする史料があり、どちらかは判断できない。ただ、祖父左兵衛と父治兵衛が「天王寺村百姓」であったとするから、前者と判断しておく。また、市松の弟にあたる三五郎(1672~1740)は「東成郡久保村<sup>43)</sup>百姓弥三右衛門下人」、梅衾(1677~1748)は「天王寺堀越村百姓与兵衛下人」、五郎(1680~1751)は「天王寺堀越村百姓九郎兵衛下人」となっている。さらに、こまの子てう(1668~1744)は「天王寺堀越村百姓十兵衛下女」である。下人・下女といった就業形態は、一時的なものであったと考えられるが、前述したような治兵衛兄弟の就業形態も考えると、左兵衛一族は天王寺村内で生活基盤を有するが、村落の下層に位置していたと判断してよいであろう。

次に、彼らの旦那寺についてみておこう。判明する旦那寺としては、薬王寺・正覚院(日蓮宗)、天暁院・竹林寺(浄土宗)、松井寺・観音寺(大念仏宗)と六寺三宗派に分かれている。そして、必ずしも家ごとの旦那寺が同一でなかったことが把握できる。なかでも、傳弥家については、傳弥は観音寺、妻すき(1664~1716)が松井寺、子の傳吉(1689~90)と牛松(1696~99)が観音寺、たう(1691~1718)が松井寺、さん(1692~1769)が天暁院をそれぞれの旦那寺としており、三寺二宗と関係を持っている。また、こまと夫庄兵衛(1632~69)そ

図1 佐兵衛・治兵衛家系図



注) 『摂津国東成郡天王寺村轉切支丹并類族死失帳』『類族一件取調書付』『摂津国東成郡天王寺村轉切支丹類族生死改帳』より作成。



の子でうの3人は、観音寺・正覚院・薬王寺と且那寺を異にしている。これらは、近世初期にみられる、一つの家で且那寺を異にする寺違い寺檀関係であるが、それがここでも確認できて興味深い。

## 4 おわりに

本稿では、天王寺村で作成された転びキリシタンや類族の「存命并死失帳」などをもとに、彼らの動向について検討を加えてきた。もとより、これらは大坂町奉行所において把握されていた彼らの氷山の一角であり、天王寺村における類族の全てを網羅しているかについても定かではない<sup>44)</sup>。ただ、悲田院垣外に居住した転びキリシタンや類族の動向は、塚田<sup>45)</sup>が明らかにした道頓堀垣外の転びキリシタンや類族と類似するものであったとしてよいだろう。十分な史料が見出せていないが、鳶田や天満の垣外についても、同様の趨勢がうかがえるものと考えている<sup>46)</sup>。換言すれば、四ヶ所の非人集団にみられる一般的な動向であったと思われる。

さて、17～18世紀に作成された「存命并死失帳」によるという限定的なものではあるが、垣外社会からの婚姻による移動の実態をうかがうに、摂津・河内そして京都にも広がっていることがわかる。このことは、悲田院垣外そして鳶田・道頓堀・天満といった四ヶ所の非人組織内においてのみ人口の再生産を繰り返していたのではなく、空間的にはより広範な範囲におよんでいたことを意味している。ただ、広範とはいえ、摂津・河内両国における在方非人番との婚姻や非人番として移動するという、いわば同一身分社会における移動が中心であったといえる。しかし、なかには百姓からの婚姻という身分を超えての移動も確認できる。これが、当時の社会において希有な事例なのか、一般的にみ

られるものかどうかについては、サンプル数が少ないこともあり、結論を導くことは差し控えたい。ただ、当時の社会において身分を超えることは、例外的なことではなく、それが許される状況にあったと考えておくことが、身分制社会を理解するうえでは、肝要なことかもしれない。

婚姻や在方非人番を勤めるために移動した先としては、河内国丹北郡太田村や錦部郡三日市村などのように、四ヶ所をピラミッドの頂点とする摂河両国の非人組織における在方小頭が置かれていた村落が含まれていることは、興味深い。これら非人社会のネットワークは、天保飢饉が始まった天保4年(1833)に、町奉行所の指示によって「内密手を入、聞探」<sup>47)</sup>「極密之御聞合」<sup>48)</sup>で進められた摂河村落における囲い米調査や、天保末年から弘化初年にかけての摂津・河内・和泉・播磨四国の郡ごとの米綿の作柄調査(諸国米の作柄情報の収集も)、さらには非人組織の由緒を語る上で欠かせない悲田院の修築の勸化などの史料からも確認することができる。囲い米調査や作柄調査の御用も含め、大坂町奉行所がその支配国、さらにはその領域を超えて西国にまで探索行為や捕者といった警察行政を繰り広げていくのは、18世紀中期、天明期から寛政期にかけてと考えられる<sup>49)</sup>が、その広域行政を可能とする素地は、近世初期から連続と続く四ヶ所垣外からの社会移動が継続して行われていたこと、これらを通して各地域における既存の非人番組織のなかに浸透していったからと推測できる。ただ、これはあくまでも仮説の域を出ない。今後の課題としておきたい。

### 注

- 1) 藤木喜一郎「大阪町奉行管下における司法警察制度について」(『創立七十周年 関西学院大学文学部記念論文集』1959年10月、のち藤木『江戸時代史論』平

- 安書院、1960年5月に収録)。
- (2)岡本良一「〔大阪の非人〕研究覚書」(部落解放研究所編『近世部落の史的研究』上、1979年6月、のち岡本『乱・一揆・非人』柏書房、1983年5月に収録)。
- (3)藤原有和「摂州東成郡天王寺村転切支丹類族生死改帳の研究(一)(二)」(『人権問題研究所紀要(関西大学)』第49・50号、2004年8月・2005年3月)。
- (4)長吏文書研究会編『悲田院長吏文書』部落解放・人権研究所、2008年5月、長吏文書研究会編『続 悲田院長吏文書』部落解放・人権研究所、2010年5月。『悲田院長吏文書』には神戸市立博物館が所蔵する「類族生死改」などが127点、『続 悲田院長吏文書』には大阪教育大学附属図書館所蔵の『元禄二年九月 轉切支丹存命并死失帳』『宝永五年七月 轉切支丹類族之者宗門改之覚』『正徳四年八月 轉切支丹類族存命之者人数帳』『享保六年三月 轉類族生死之覚帳』『安永四年七月 切支丹轉類族存命御改帳』寛政6年(1794)頃に作成されたとみられる『摂津国東成郡天王寺村轉切支丹并類族死失覚』の6冊を収録する(以下では、全体についてふれる場合は「存命并死失帳」と略称し、それぞれの史料引用はその表題を記載する)。
- (5)同史料は、大阪の部落史編纂委員会編『大阪の部落史』第1巻、部落解放・人権研究所、2005年1月に収録。
- (6)寺木伸明「元禄期における天王寺「非人」集団の諸側面―悲田院中間宗旨改帳と類族生死改帳を手がかりとして―」(『部落解放研究』No.165、2005年8月)。
- (7)岡本良一・内田九州男編『道頓堀非人関係文書』上・下、清文堂出版、1974年3月・1976年6月。上巻には「非人垣外一件」「千日墓所一件」「浄土宗竹林寺一件 留」の簿冊が収録されている。以下では、史料名と簿冊表題を引用する。
- (8)内田九州男「大阪の非人研究ノート」(『大阪府の歴史』第5号、1974年11月)。
- (9)朝比奈修「『道頓堀非人関係文書』における非人の足洗いについて―幕府法令と非人解放の実態」(『法学論集(関西大学)』第40巻第4号、1990年11月)。朝比奈論文は、道頓堀垣外における類族離れの実態を探ったものであるが、類族離れと非人の足洗いを同一に論じているところに問題がある。
- (10)塚田孝『都市大坂と非人(日本史リブレット40)』山川出版社、2001年11月。
- (11)『御當家令條』373号(石井良助校訂『御當家令條』(近世法制史料叢書第2)創文社、1959年10月)。
- (12)『當代記』慶長19年3月7日条(『當記 駿府記(史籍雑纂)』続群書類従完成会、1995年10月)。
- (13)岡田正之「徳川幕府吉利支丹宗門改考」(『史學會雜誌』第10号、1889年9月)。なお70人の信者は、後に長崎に送られ、ルソンに流罪となっている〔「伴天連共流罪之事」丹羽漢吉・森永種夫校訂『長崎実録大成 正編(長崎文献叢書第一集・第二巻)』長崎文献社、1973年12月)〕。
- (14)曾我は西町奉行の前任として、寛永10年2月14日から今村傳四郎とともに長崎で「假の奉行」職にあった(『新訂 寛政重修諸家譜』巻第538(高柳光寿ほか編集『新訂 寛政重修諸家譜』第9、続群書類従完成会、1965年3月))。キリシタンの摘発などについても何らかの識見を有していたと考えられる。
- (15)『徳川禁令考』4-2105号(石井良助校訂『徳川禁令考』前集第四、創文社、1959年5月)。
- (16)「非人太兵衛方竹林寺由緒書上之事」(前掲注(7)「浄土宗竹林寺一件 留」)。
- (17)前掲注(7)「非人垣外一件」に収録の転びキリシタンに関係する各種史料参照。なお、寛永21年のキリシタン吟味は、下難波村庄屋甚左衛門が西田猪兵衛・古田新十郎にあてた「一道頓堀乞食之儀ニ付書上申一札之事」に、
- 差上申一札之事  
一道頓堀乞食合八拾人、其外おんぼう七人、  
男女其他国江遣し不申、何時ニ而茂御用之刻、  
召連可罷出候、きりしたんころひ之物きん  
ミいたし可申上候由、ちやうりニ堅可申付  
候、仍為後日手形如件
- とみえる。この結果、翌正保2年4月3日には、長吏道味はじめ7人の連印で、男女10人の転びキリシタンの預かり手形を下難波村庄屋の甚左衛門に出している(「一乞食之内切支丹転之男女拾人、長吏并年寄・組頭方預手形之事」)。また、四ヶ所の一つ天満垣外があった川崎村にも転びキリシタンが預けられている(表1、市右衛門次男吉兵衛)。
- (18)寛文5年(1665)に天王寺村庄屋與三左衛門と下難波村庄屋長治郎らが代官に提出した「一三箇所乞食之者共宗門御改ニ付、天王寺庄屋三人并我等御請印形差上申候事」(前掲注(7)「非人垣外一件」)。
- (19)「第十六章 一六三一年」(レオン・パジェス『日本切支丹宗門史(下)』クリセル神父校閲・吉田小五郎訳、岩波書店、1940年8月)。
- (20)「一伊(他)国江参候乞食之覚」(前掲注(7)「非人垣外一件」)。
- (21)前掲注(7)「浄土宗竹林寺一件 留」の慶安元年の項。
- (22)表1にも示したように、善斎は安永4年の『切支丹

轉類族存命御改帳」には、「摂津國者之由」と記されている。しかし、天保14年(1843)3月に悲田院長吏善次郎が四天王寺に出した由緒書(内表紙に「初而御用向被為御付候節之留書」とある史料(『大阪の部落史』第九卷、史料編補遺、2008年3月))には、「正庵先祖者紀州浪人ニ而、往古悲田院へ引越來候由兼而承伝へ罷在候得共、名前・年曆等聡与相分不申、中興之先祖・当代迄八代ニ而、式百式三拾ヶ年計相続いたし、代々医師業躰ニ仕、御用向ニ携候義者無御座候」と書き上げられており、その年数から判断すると、紀州浪人が善斎を指しているとも考えられる。

23前掲注10)塚田書。

24兵治は、知り得る限りでは悲田院長吏の初代であり、乞食社会に身を投じていたとして間違いないであろう。

25前掲注1)藤木論文。

26前掲注3)藤原論文。

27前掲注2)岡本論文。

28前掲注8)内田論文。

29前掲注18)には、「ころびの病死仕候へ者早速御奉行江御断申上、其上ニ而御検使被遣、旦那寺之坊主・私共合もくよく仕、御検使之御前ニ而火そうに仕取置致し候段紛無御座」とある。

30『徳川禁令考前集』3-1606号(石井良助校訂『徳川禁令考』前集第三、創文社、1959年5月)。

31きく(1592~1661)は伊勢国を生国とし、「下難波村乞食在所ニ罷在」る新左衛門の妻で、娘こかう(?~1682)が、天王寺垣外の茂兵衛に嫁ぎ、その子孫がきくの類族として把握されることになる。垣外間における婚姻の一例である。

32『大坂町奉行管内要覧一松平石見守殿御初入ニ付差出御覚書・地方役手鑑一』大阪市史史料第十五輯、1985年3月。

33大阪市参事会編『大阪市史』第1巻、1913年12月。

34前掲注22)引用史料。正庵の次男で猿松の弟にあたる小勘(善右衛門)は、兵治から数えて5人めの長吏で、「藤兵衛早世ニ付、先太郎右衛門父方甥、其上智ニ付、一家小頭申進メ」て、継承した経緯がある(前掲注4)『悲田院長吏文書』史料番号348)。医師としては、兵治の曾孫で猿松悱又次郎(1709~?)などが世襲している。

医業との関わりでいえば、道頓堀垣外の道味家(墓所仲間)でも、孫の正龍が医師、曾孫(到岸悱)の清岸が外科医を勤めている(前掲注7)「非人垣外一件」)。

35半助は泉州堺の妻(1666~?)との間に4人の子を有したが、元禄2年時はむめと、さんの2人の娘がいた。つまり、半助家は半助と妻、娘2人、半助の弟2人で世帯を構成していた。

36かめの夫「天王寺村乞食源七」は、山城国伏見で慶安4年に生まれている。

37鉄心のその後は、前掲注10)塚田書に記載がある。参照されたい。

38京都とのつながりとしては、道頓堀垣外では、孫七の弟孫三が京不動堂に、妹いとが京不動堂非人新右衛門に嫁している(前掲注7)「非人垣外一件」)。

39垣外番の形態としては、若キ者が直接個別町に通い勤める場合、長吏・小頭・若キ者の弟子が個別町に住して勤める場合があった。後者については、拙稿「近世大坂市中における垣外番について—天王寺長吏組織下における様相—」(『しこく部落史』第12号、2010年2月)で検討を加えた。

40高久智広「近世後期天王寺長吏林家における相続をめぐって(上)」(『部落解放研究』No.168、2006年2月)。

41八尾市立歴史民俗資料館蔵角田家文書(前掲注4)『続悲田院長吏文書』所収)。

42前掲注3)藤原論文。

43久保村は、堀越村と同様に天王寺村内の小村。

447月と12月の二季、出生や死亡時の「覚」を通覧した限りでは、欠があるようにみられる。

45前掲注10)塚田書。

46藤原が紹介した前掲注3)『摂州東成郡天王寺村転切支丹類族生死改帳』によれば、転び久三郎の類族で鳶田垣外に住した者(長吏久右衛門の系統)のうち、久三郎の孫娘せん(1683~1718)は道頓堀垣外長吏根次右衛門に嫁いだほか、曾孫又五郎は天満垣外小頭作重郎に、玄孫又吉が摂州池田村番人頭伝右衛門、同じく玄孫の万三郎が河州瓜破村番人小頭喜兵衛方へ養子に遣わされている。

47前掲注4)『悲田院長吏文書』史料番号1145。

48前掲注4)『悲田院長吏文書』史料番号1148。

49盛田嘉徳「番非人文書」(『部落解放』第5号、1969年10月)。